

Q&A よくある質問

Q.補助金を申請できる団体は、どんな団体ですか？

A. 活動の中心を川越市内としている、自ら企画・実施する能力のある、非営利の市民団体（実行委員会の形式を含む。）です。法人格の有無や種別は問いません。

■ただし以下の要件を満たしていることが必要となります。

- ・団体は5人以上の構成員で組織され、市民（川越市内に在住・在勤・在学）が過半数を占めると認められるもの

⇒これを証明する名簿等を提出していただきます。

- ・団体の規約を有し、かつ、その代表者の氏名及び住所が明らかであること

⇒団体の定款・規約等を提出していただきます。

- ・事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされ、又はなされると認められるもの

⇒決算書や帳簿等を提出していただきます。

- ・事業実績があり、又は事業が完遂できると認められるもの

⇒団体の活動内容のわかるものやこれまでの事業実績等について記載した書類を提出していただきます。

（提出いただく書類は全て任意様式です。）

※個人での申請はできません。

Q.補助の対象にならない事業は具体的にどのようなものですか？

A. 営利目的として行うものや特定の政治的・宗教活動を目的として行うものは対象外とします。(例：営利を目的とする絵画展、音楽イベント、宗教の布教や勧誘を目的とする講演会等に類するもの。)

企業・団体のPRや製品等の販売活動を目的とするものも含まれます。

特定会員や教室受講者だけが参加できるイベント等、事業の参加者が限られるものは、対象外です。

また、国や県、市町村（川越市含む）から別の補助金を受けている場合や、委託事業となっている場合は対象外とします。

Q.補助の対象にならない経費はどのようなものですか

A. 「川越市文化芸術によるまちづくり事業費補助金交付要綱」別表の「補助対象外経費」にあるとおり、交付団体構成員への謝礼や交通費、交付団体構成員による会合等の飲食費は対象外とします。

団体が日常的に使用する物品の購入や修繕費用も対象外です。このほかの例として、日常の練習にかかる会場費や団体の事務所等を維持するための経費も対象外となります。

Q.領収書のない経費を対象とすることはできますか？

A. 事業実施報告書として、補助対象経費となる領収書又は支払を証明する書類の写しを提出していただくことになっています。経費の支出に関しては、必ずこれらの書類を用意してください。

Q.参加者から参加費や入場料をとって行う事業は対象になりますか？また、協賛金等の事業収入があり黒字が見込まれる場合、対象になりますか？

A. 上記のような収入がある場合は、内容がわかるような形で収支予算書に収入として計上してください。

ただし、寄付金や支援金を集めること自体を目的とした事業（チャリティーイベント等）は対象外です。

補助金以外の収入により、収入の額が支出額を上回る場合は対象外となります。

Q.補助金の額はどのように計算しますか？

A. 下記をご参照ください。

例1) 事業費が20万円の場合

$20\text{万円（事業費）} \times 1/3 \text{（補助率）} \Rightarrow 6\text{万}6\text{千円（千円未満切り捨て）}$

例2) 事業費が30万円の場合

$30\text{万円（事業費）} \times 1/3 \text{（補助率）} = 10\text{万円}$

例3) 事業費が90万円の場合

$90\text{万円（事業費）} \times 1/3 \text{（補助率）} = 30\text{万円} > 18\text{万円（補助上限額）}$

※補助金の上限額は18万円です。

Q.事業終了後、当初の予定より事業費が大きくなってしまった場合にはどうなりますか？

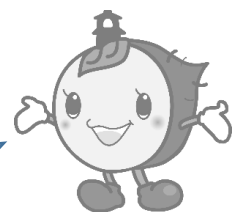
A. 当初の予定より事業費が大きくなってしまった場合でも、交付決定額を超える補助金の交付はできません。

例) 当初事業費が50万円で、事業終了後、事業費が60万円に増額となった場合

50万円(事業費) $\times$ 1/3(補助率) = 16万6千円(千円未満切り捨て: 交付決定額) が交付確定額とみなされ、指定の口座に振り込まれます。

※60万円(事業費) $\times$ 1/3(補助率) $\Rightarrow$ 18万円(補助上限額) が振り込まれることはありません。ご注意ください。

■申請時の収支予算書の作成に当たっては、諸費用の見積もりを慎重にお願いいたします。



川越市マスコットキャラクター
ときも

Q.事業終了後、当初の予定より事業費が小さくなってしまった場合にはどうなりますか？

A. 実績報告書の収支決算書により交付額を再算出します。

例) 当初事業費が60万円で、事業終了後、事業費が50万円に減額となった場合

60万円(事業費) $\times$ 1/3(補助率) = 18万円(補助上限額: 交付決定額) でしたが、これを再算出し、

50万円(事業費) $\times$ 1/3(補助率) $\Rightarrow$ 16万6千円(千円未満切り捨て) が交付確定額として指定の口座に振り込まれます。

Q.事業実施準備中ですが、諸事情から計画の内容が当初から大きく変更することになりました。何か手続きは必要ですか？

A. 補助事業等に要する経費の配分に20%を超える変更が生じる場合や、補助事業等の内容の変更（補助事業の目的を変えない軽微な変更で、その変更が補助目的の達成をより効率的にすると認める場合は除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

「川越市文化芸術によるまちづくり事業費補助金変更承認申請書」により、変更が分かった時点で早急に申し出てください。

※交付決定後の計画の大きな変更（事業費等）がないよう、事業を申請する際に、経費やスケジュール等の作成は慎重に行ってください。

Q.補助金の振込みはいつごろになりますか？

A. 事業終了後30日以内か令和8年3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。交付確定通知書を受領した後に請求書を提出していただき、お振込みとなります。（請求書の提出から補助金の振込みまで、約1か月程度見込んでください。）